

● 1 建築確認申請 ★

建築物を建築したり、大規模な修繕をしようとする場合は、建築主は工事に着手する前に、その計画が建築に関する法令の規定に適合するものであるかどうかの確認を受けることが義務づけられている。この他、建築物の用途を変更する場合（建基法第87条）、特定の建築設備を単独で工事する場合（建基法第87条の2）、指定工作物の工事を行う場合（建基法第88条）にも準用され確認が義務づけられている。

また、確認の申請手続きを要しない工事を行う場合においても、建築物は全ての法令の規定に適合しなければならないものであり、規定に反すると違反建築物になるので注意を要する。

● 2 消防同意制度 ★

消防機関は、建築物における火災の予防上、その計画・設計の段階から、防火面で関与することによって初めて実効のある予防行政が可能となる。もちろん、建築物の完成後に予防査察等により実態を把握し、防火上不適当な箇所を是正させることも可能であるがこの方法によると、建築物の所有者、利用者等に多大な損害をもたらすことになり、かつ、是正指導が十分に行われない場合は、利用者等が火災の危険にさらされることになる。従って、消防機関が建築物の設計の段階で防火面からチェックすることが必要不可欠であり、本来ならば消防機関が独自の見地から建築物について、許可、認可等の行政行為を行うべきものであるが、これを行うと建築行政上の建築確認等の行政行為と部分的に競合することになり、二重行政の弊害が生じる。この弊害を排除するには、できるだけ手続きを簡素化し、一つの手続きにより同時に二つの行政機関（建築行政と消防行政）の行政目的が達成されるよう効率的な運用を図らなければならない。

このようなことから、消防同意制度が作られたものであり、消防同意なくしてなされた建築主事の確認は無効であるといえる。

(1) 消防同意

消防同意の根拠は、法第7条であり、「建築物の新築、増築、改築、移転、修繕、模様替、用途の変更若しくは使用について許可、認可若しくは確認をする権限を有する行政庁若しくはその委任を受けた者又は建基法第6条の2第1項の規定による確認を行う指定確認検査機関は、当該許可、認可若しくは確認又は同法第6条の2第1項の規定による確認に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する消防長又は消防署長の同意を得なければ、当該許可、認可若しくは確認又は同項の規定による確認をすることができない。」とされている。

又、このことについては建基法第93条にも同様に規定されている。

(2) 消防同意権者

法上同意を行う者は消防長又は消防署長であり、消防局では内規により建基法第6条に基づく「建築確認申請書（計画通知書を含む。）」の第4面（建築物別概要）中、【10.床面積】の申請部分の面積が1,000㎡以上の物件（複数棟ある場合は、そのいずれかが1,000㎡以上の物件）は消防長が、それ以外（前記同様、申請部分の面積が1,000㎡未満）の物件は、管轄するそれぞれの消防署長が同意権者となる。

消防局関係規程：「建築物同意事務取扱規程」第2条（申請書の処理）

(3) 消防同意の対象

ア 同意の対象は、法第7条第1項の規定により、「建築物」が対象であり工作物（指定工作物を除く。）は対象とならない。

イ 国、都道府県及び建築主事の置かれている市町村の公共建築物の新築等の確認及び消防同意は存在しないが、その代替的措置として、国、

都道府県及び市町村の機関の長又はその委任を受けた者は、工事着手前に、その計画を建築主事に通知し、その通知を受けた建築主事は、遅滞なく、消防機関にその旨を通知することとなっている。（建基法第18条第2項）従って、明文の規定はなくとも、これら公共建築物に対し消防上の意見を述べることは差し支えないと解される。なお、これらの公共建築物についての特例は、「確認」についてのみで、「許可」については、一般私人の建築物と同様に取り扱われることから、消防同意は必要となる。

(4) 消防同意の客体

同意を受ける者は、前記(1)のとおり、建築物に対して許可、認可若しくは確認をする権限を有する者（特定行政庁、建築主事又は確認をする権限を有する指定確認検査機関）である。

(5) 消防同意の要件

同意の要件は、同意を求められた建築物の計画が法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定で、建築物の防火に関するものに違反していない場合である。

この法律、命令及び条例の規定で、建築物の防火に関するものには、およそ防火の目的を有する規定であれば、いかなるものも含まれる。（●5消防同意における審査を参照）したがって、同意の審査時において建築物の計画が法、法施行令、同規則、危険物の規制に関する政令、同規則、火災予防条例等の法令のみならず、建基法令、都市計画法、火薬類取締法令、高圧ガス取締法令、労働安全衛生法令等の防火に関する規程に適合している場合には、同意を与えなければならない。

なお、「建築物の防火に関する規定」は、必ずしも建築物の構造又は設備に関する規定に限する必要はなく、建築物の敷地に関する規定も含まれる。

また、これらの要件に適合していると認められる防火対象物の関係者に対しては、必要な消防用設備等が記載された通知書（別紙）を、建築確認申請時に添付し、建築主事等に返却する。

別紙 一般用

種 別 知 照

お 知 ら せ

あなたの申請された建築物は消防法令等により次の事項が適用されますのでお知らせします。

設置・届け出が 必要な消防設備 (消防法第17条 第1項の3の2)	<input type="checkbox"/> 消火器具 <input type="checkbox"/> 屋内消火栓設備 <input type="checkbox"/> 自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> 非常警報設備(放送設備) <input type="checkbox"/> 避難器具 <input type="checkbox"/> 誘導灯
届出が必要な事項	<input type="checkbox"/> 防火管理責任届出 (消防法第9条) 使用開始後すみやかに <input type="checkbox"/> 防火管理責任届出 (消防法第36条) 使用開始後すみやかに <input type="checkbox"/> 消防計画【○作成○変更】届出 (消防法施行令第4条) 使用開始後すみやかに <input type="checkbox"/> 自衛消防組織【○設置○変更】届出(消防法第9条の2の5) 使用開始後すみやかに <input type="checkbox"/> 防火対象物使用開始届出 (新潟市火災予防条例第48条) 使用開始7日前までに
貯蔵、取扱い又は 設置する場合に届 け出が必要なもの	・圧縮アセチレンガス・液化石油ガス等を貯蔵、取扱う場合 ・指定数量未満の危険物・指定可燃物を貯蔵、取扱う場合 ・積炭貯蔵 ・部材 ・燃焼設備 ・燃焼設備 ・給湯沸騰設備 ・ボイラー ・乾燥設備 ・サウナ設備 ・ヒートポンプ冷暖房器具 ・火花を生ずる設備 ・発電加工機 ・高圧・特別高圧の電圧設備 (全出力が50kW以下のものを除く。) ・燃料電池発電設備 (出力が10kW未満で改質装置に異常が発生した場合に自動停止するものを除く。) ・内燃機関による発電設備 (固定して用いるものを除く。) ・電気自動機 (400VA以上) ・水素ガス灯設備 (設置容量が2kVA以上)
その他	<input type="checkbox"/> 防火対象物定期点検報告 (消防法第8条の2の2) <input type="checkbox"/> 防火管理点検報告 (消防法第36条) <input type="checkbox"/> 消防用設備等の点検報告 (消防法第17条の3の3) <input type="checkbox"/> ドンパシ・カーテン・じゅうたん等を使用する場合は防火性能を有するものを使用してください。(消防法第8条の3)
消 防 同 意	<input type="checkbox"/> 火災予防上、消火器を設置することが望ましいです。 <input type="checkbox"/> 設置する消火器は責任状とすることが望ましいです。 <input type="checkbox"/> 火災予防のため、工事中の火気管理及び放火防止対策にご留意ください。

消 防 同 意 平成 年 月 日 第 号

備考: 1 該当する□・○の箇所には、■・●印が付されています。
 2 防火管理責任届出(消防計画)、防火対象物定期点検報告は、確認申請時の取
 容人員等によります。
 3 この通知書は消防法施行規則第31条の6に規定する維持台帳に備えて、保管し
 ておいてください。
 4 各届出書及び報告書については、正本副本合わせて2部提出してください。

お問い合わせ先
新潟市消防局
予防課
設備指導係
TEL 025-288-3231
FAX 025-288-3215

◇ 消防同意

内装制限あり

〇〇〇株式会社
〇〇 〇〇 様

お 知 ら せ

あなたの申請された建築物には、消防法令等により次の事項が適用されますのでお知らせします。

設置・届け出が 必要な消防設備 (消防法第17条、 第17条の3の2)	◆ 消火器具 ◆ 自動火災報知設備 ◆ 誘導灯
届出が必要な事項	<input type="checkbox"/> 防火管理者選任届出 (消防法第8条) 使用開始後すみやかに <input type="checkbox"/> 防火管理者選任届出 (消防法第36条) 使用開始後すみやかに <input type="checkbox"/> 消防計画【作成〇変更】届出 (消防法施行令第4条) 使用開始後すみやかに <input type="checkbox"/> 自家消防組織【〇設置〇変更】届出 (消防法第8条の2の5) 使用開始後すみやかに <input type="checkbox"/> 防火対象物使用開始届出 (新潟市火災予防条例第46条) 使用開始7日前までに
貯蔵、取扱い又は 設置する場合に届 け出が必要なもの (消防法第9条の3、 新潟市火災予防条 例第49条、第51条)	・ 圧縮アセチレンガス、液化石油ガス等を貯蔵、取扱う場合 ・ 指定数量未満の危険物・指定可燃物を貯蔵、取扱う場合 ・ 熱風炉 ・ 炉 (多量の可燃性ガス又は蒸気が発生するもの・掘付面積2㎡以上) ・ 厨房設備 (入力の合計が350KW以上) ・ 温風暖房機 (入力70KW以上) ・ 給湯湯沸設備 (入力70KW以上) ・ ボイラー ・ 乾燥設備 ・ サウナ設備 ・ ヒートポンプ冷暖房器 (入力70KW以上) ・ 火花を生ずる設備 ・ 高圧・特別高圧の発電設備 (全出力が50KW以下のものを除く。) ・ 燃料電池発電設備 (出力が10KW未満で改質器等に異 常が発生した場合に自動停止するものを除く。) ・ 内燃機関による発電設備 (固定して用いるものに限り、) ・ 蓄電池設備 (480AH以上) ・ ネオン管灯設備 (設備容量が2KVA以上) ・ 水素ガスを充てんする気球
屋内消火栓設備 の設置基準の緩和	この建築物は主要構造部を準耐火構造とし、室内の仕上げ(※注記)を燃焼材料等にするこ とにより、屋内消火栓設備の設置が不要となっています。 ※ 今後増築、改築、改修等により、これらの要件に適合しなくなったときは屋内消火栓設 備の設置が必要となります。 ※ 廊下等を含む屋内に面する壁、天井(天井の無い場合は屋根裏)、間仕切り(アコーデ ンカーテンも含みます。)の仕上げ。(詳しくは下記問い合わせ先にご確認ください。)
そ の 他	<input type="checkbox"/> 防火対象物定期点検報告 (消防法第8条の2の2) <input type="checkbox"/> 防火管理点検報告 (消防法第36条) <input type="checkbox"/> 消防用設備等の点検報告 (消防法第17条の3の3) <input type="checkbox"/> どん検・カーテン・じゅうたん等を使用する場合は防火性能を有するものを使用してください。 (消防法第8条の3) <input type="checkbox"/> 火災予防上、消火器を設置することが望ましいです。 <input type="checkbox"/> 設置する消火器は蓄圧式とすることが望ましいです。 <input type="checkbox"/> 火災予防のため、工事中の火気管理及び放火防止対策にご留意ください。
消 防 同 意	平成 年 月 日 第 号

備考：1 該当する□・○の箇所には、■・●印が付されています。
2 防火管理者選任届(消防計画)、防火対象物定期点検報告は、確
認申請時の対応人員等によりです。
3 この通知書は消防法施行規則第31条の6に規定する維持台帳に
ついて、保管しておいてください。
4 各届出書及び報告書については、正本副本合わせて2部提出してく
ださい。

お問い合わせ
新潟市消防局
〒951-8501
救急指導係
TEL 025-288-3231
FAX 025-288-3215

一般住宅用

平成 年 月 日

新潟 太郎 様

お 知 ら せ

あなたの申請された建築物には、消防法令等により次の事項が適用されますのでお知らせします。

貯蔵、取扱い又は 設置する場合に届 け出が必要なもの (消防法第9条の3、 新潟市火災予防条 例第49条、第51条)	・ 圧縮アセチレンガス、液化石油ガス等を貯蔵、取扱う場合 ・ 指定数量未満の危険物・指定可燃物を貯蔵、取扱う場合 ・ 熱風炉 ・ 炉 (多量の可燃性ガス又は蒸気が発生するもの・掘付面積2㎡以上) ・ 厨房設備 (入力の合計が350KW以上) ・ 温風暖房機 (入力70KW以上) ・ 給湯湯沸設備 (入力70KW以上) ・ ボイラー ・ 乾燥設備 ・ サウナ設備 ・ ヒートポンプ冷暖房器 (入力70KW以上) ・ 火花を生ずる設備 ・ 放電加工機 ・ 高圧・特別高圧の発電設備 (全出力が50KW以下のものを除く。) ・ 燃料電池発電設備 (出力が10KW未満で改質器等に異 常が発生した場合に自動停止するものを除く。) ・ 内燃機関による発電設備 (固定して用いるものに限り、) ・ 蓄電池設備 (480AH以上) ・ ネオン管灯設備 (設備容量が2KVA以上) ・ 水素ガスを充てんする気球
住宅用防災機器 (消防法第9条の2、 新潟市火災予防条 例第29条の2、第29 条の3)	・ 消防法が改正され、スプリンクラー設備や自動火災報知設備のない住宅部分に居室 用火災警報器等の設置が義務付けられています。 ・ 住宅用火災警報器は、目視より定期的に点検し、電池切れをお知らせする音声が鳴 る場合に電池交換か本体を交換してください。また、1.0年を経過している場合は 本体交換をお勧めします。
そ の 他	■ 火災予防上、消火器を設置することが望ましいです。 ■ 設置する消火器は蓄圧式とすることが望ましいです。 ■ こころによる火災を防止するには、5.5センチコンロが効果的です。 ■ 地震による電気火災を防止するには、感震ブレーカーが効果的です。 (※詳細は http://www.city.niigata.lg.jp/ku/ashi/bokan/) shobo/ohsirase/kassiyobo/kanznsinbureka.html 感震ブレーカーについてのお問い合わせは、 新潟市消防局予防課まで。 TEL 025-228-3230 ■ 工事中の火気管理には、十分ご注意ください。 ■ 家の周囲に燃やされやすい物を放置しないことなどの放火防止対策をお願い致します。
消 防 同 意	平成 年 月 日 第 号

お問い合わせ
新潟市 消防局
市民安全課
予防課指導係
TEL 025-572-0119
FAX 025-373-6178

● 3 通知制度 ☆

(1) 通知の趣旨

建築通知は、建築主事又は指定確認検査機関が、消防同意の対象から除外された住宅又は建築設備について、当該住宅又は建築設備に係る消防活動上及び火災予防上の必要最小限の実態を把握し得るため、建築主事又は指定確認検査機関において、確認申請後遅滞なく、これを当該申請又は通知に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する消防長又は消防署長に通知するものであって、それ自体、消防同意のごとく建築確認を有効ならしめるためのような効果を持っていない。したがって、建築通知は事実行為の性質を有するものと解されている。

(2) 通知の対象

ア 昭和59年4月1日施行の建基法等の一部改正に伴う消防同意から通知に切り替えられる一定の住宅

消防同意から通知に切り替える住宅は、防火地域及び準防火地域以外の区域内における住宅で次に該当するもの。

(ア) 建基法第6条第1項第4号に掲げる住宅のうち、住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1未満であり、かつ、50㎡以下である一戸建ての住宅で、建築士の設計にかかっているもの。

(イ) 建基法第6条第1項第1号から第3号に掲げる建築物のうち、住宅の用途以外の用途に供する部分を有しない一戸建ての住宅で、同法第6条の2第1項第1号の規定に基づき国土交通大臣が指定した型式のもの。

イ 平成11年5月1日施行の法・建基法等の一部改正に伴い消防同意から通知に切り替えられる一定の住宅及び建築設備

(ア) 建築主事又は指定確認検査機関が、建基法第87条の2第1項の規定に基づき建築確認を行う場合については、消防同意を廃止し、建築主事又は指定確認検査機関から消防長又は消防署長への通知制度に切り替えることとされた。

(イ) 建築主事等が、都市計画法第8条第1項第5号に掲げる防火地域及び準防火地域以外の区域内における一戸建ての住宅で、住宅以外の用途に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満かつ500㎡以下のものの建築確認を行う場合については、消防同意を廃止し、建築主事又は指定確認検査機関から消防長又は消防署長への通知制度に切り替えることとされた。

この改正で、防火地域及び準防火地域以外の区域内における一定の住宅については、消防同意を廃止したが、防火地域及び準防火地域の区域内の住宅についてはその公共性等に鑑み、従来どおりその全てについて消防同意を行うもの。

〔関係条文〕

- ・法第7条第1項ただし書き(同意を要しないもの)
- ・令第1条(同意を要しないものの指定)
- ・建基法第93条第1項及び第3項(消防長又は消防署長への通知)
- ・建基政令第147号の3(同意を要しないものの指定)

● 4 特例適用申請

(1) 消防同意における審査及び消防用設備等の設置において、令第32条の規定に基づき、消防用設備等について特例を適用したい旨の申請があった場合は、特例適用申請(別紙)を2部提出してもらい、消防長又は消防署長の承認の後、一部を返却する。

◇(1)平成27年1月1日改訂

別紙

平成 年 月 日

新潟市消防局（署名） 様

申請者
住所
氏名
印

特例適用申請書

下記の防火対象物の消防用設備等について、消防法施行令（昭和36年政令第87号）第32条に定める特例基準の適用を受けたいので申請します。
なお、用途、規模、構造等に変更を申し、特例基準に該当しなくなったときは、消防法施行令に基づき必要な消防用設備等を設置いたします。

防火対象物	所在地 名称			
建築物	用途	地上	地下	構造
		階	階	
設置義務を生じる消防用設備等				
特例を受けたい消防用設備等				
特例を受けたいための理由				
添付書類	添付書類			

備考：特例を受けたいための確認図（防火対象物の平面図、各階平面図、設備等図）を添付すること。

(2) 原則として特例の適用については、上記(1)による承認が必要であるが、当運用指針の本文中に「要特例申請」と記載がないもの及び通知文中に特例適用申請が必要である旨の記載がないものについては、申請手続きを省略できるものであること。

なお、申請手続きを省略する場合であっても消防同意図書、着工届、設置届及び検査時に適用要件を満たしていることを確認し、消防同意復命書、査察台帳等に明らかにしておくこと。

◇(2)平成27年1月1日追加
(3) 消防同意における審査において、上記(1)及び(2)により、特例適用申請手続きが必要な場合は、原則として、当該特例適用申請の承認後でなければ、消防同意はできないものであること。
◇(2)平成27年1月1日追加

● 5 消防同意における審査

- (1) 消防同意審査上の留意事項等
- ア 消防機関としての立場から、建築物の新築等の計画段階より、関係法令の防火に関する規定についても審査すること。
 - イ 建築物の出火防止、火災が発生した場合の避難及び延焼拡大防止、消火活動等の総合的な防災対策について、建築物の防火上の安全を基本として他の要素との調和をも考慮し審査すること。
 - ウ 建築物の大規模化、多様化等に伴い建築工法、建築材料等の技術開発が著しいことから、これら建築物の用途、規模、構造等による災害危険を考慮し、実態に即した指導を行うこと。
 - エ 法令等で定める技術基準に係る事項以外であっても、防災上重要な事項については、その施設、設備等が有機的に相互に連携して活用できるよう関係者にその趣旨を説明し理解を得て、消防目的に沿った具体的な指導を行うこと。
 - オ 上記を踏まえ、消防用設備等（特殊消防用設備等を含む。）が基準どおり設置されているかについて審査すること。
 - カ 消防同意は、法第7条第2項及び建基法第

93条第2項に定める期間内に処理すること。
◇(1)力平成28年4月1日一部削除

- (2) 審査方法
その建築物にどの種類の消防用設備等が必要か、以下の判断基準（法令及び関係法令等）などにより、判定します。
- ア 建築物の用途
 - イ 建築物の面積（各階の床面積、延べ面積など）
 - ウ 有窓階、無窓階の判定
 - エ 収容人員（面積算定及び従業者数など）
- その他特殊な条件により異なるが、大きくはこの4つの要素で必要な消防用設備等が決まる。
- (3) 消防同意の審査に必要な図書等
- ア 案内図（付近見取り図）
 - イ 建物配置図
 - ウ 外部・内部仕上り表（不燃、準不燃又は難燃等の要求のある場合は、該当するすべての部分の認定番号等を凡例に記載すること。）
 - エ 面積表
 - オ 平面図（屋根伏図含む。）
 - カ 立面図
 - キ 断面図（矩計図含む。）
 - ク 建具キープラン
 - ケ 建具表
 - コ 有窓階・無窓階判定表
 - サ 各種消防用設備等図面
- (7) 消防用設備等ごとに設計図、平面図、配管（配線）系統図、展開図、仕様書及び計算書等を添付すること。
- (1) 非常電源が必要な消防用設備等の場合は、非常電源の概要、配線接続図、仕様書及び計算書を添付すること。
- シ その他審査に必要と認める図面
例：詳細図、給排水・空調設備図など

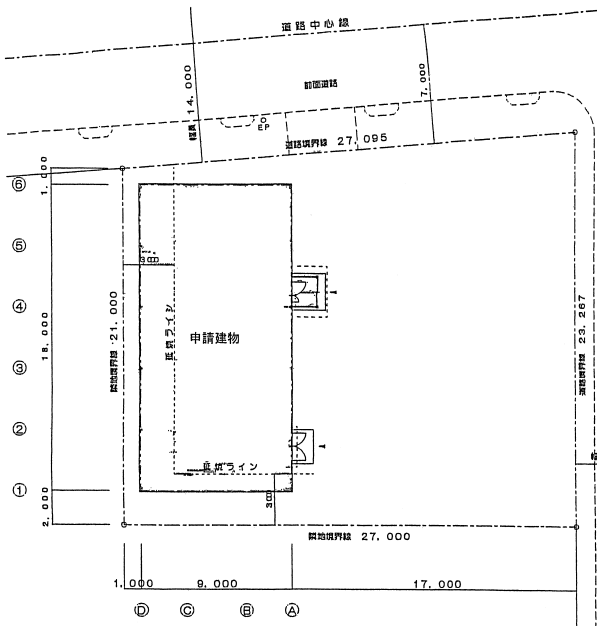
新潟市消防局では、消防同意がスムーズに行われるよう、建築の確認申請書（正本・副本）の他に、消防審査用として上記の図面をA3サイズでの提出をいただいております。ご協力をよろしくお願いいたします。

◇ 消防同意

添付図書等 (例)

㊦ 建物配置図

- 申請建物の隣地境界線からの離隔距離
※ 有窓判定に影響します。



㊦ 内部仕上表

H	壁	床
80	FR t=12.5(NM-6818)自地処理の上 無機質壁紙(NM-888)貼仕上	一敷種: 化粧PB (FR.5)ジブーン810×910(NM-844) 通称種: PB t=9.5(NM-9822)ビニルクロス貼仕上(QM-840) 下地: 粒盛鉄骨
80	FR t=12.5(NM-6818)自地処理の上 無機質壁紙(NM-190)貼仕上	FR t=9.5(NM-9822)ビニルクロス張り リリカカー TL-0842 (NM-190) 下地: 粒盛鉄骨
80	FR t=12.5(NM-6818)自地処理の上 無機質壁紙(NM-888)貼仕上	化粧PB t=9.5ジブーン810×455(NM-844)
80	FR t=12.5(NM-6818)自地処理の上 無機質壁紙(NM-190)貼仕上	化粧PB t=9.5ジブーン810×455(NM-844)
	壁型より上部: FR t=12.5(NM-6818)の上無機質壁紙(NM-9800)貼仕上 下地: 粒盛鉄骨	化粧PB t=9.5ジブーン810×455(NM-844)
	壁型より上部: FR t=12.5(NM-6818)の上無機質壁紙(NM-9800)貼仕上 下地: 粒盛鉄骨	化粧PB t=9.5ジブーン810×455(NM-844)
	壁型より上部: FR t=12.5(NM-6818)の上無機質壁紙(NM-9800)貼仕上 下地: 粒盛鉄骨	化粧PB t=9.5ジブーン810×455(NM-844)
	壁型より上部: FR t=12.5(NM-6818)の上無機質壁紙(NM-9800)貼仕上 下地: 粒盛鉄骨	化粧PB t=9.5ジブーン810×455(NM-844)

- 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが難燃材料以上になっているか確認します
- 1の内装制限には可動間仕切り、トイレブース等も含まれます
- 消火設備のポンプ室及び変電設備が設置してある室内の仕上げは床・天井が不燃材料であることを確認します

【凡例】

■ 防火認定

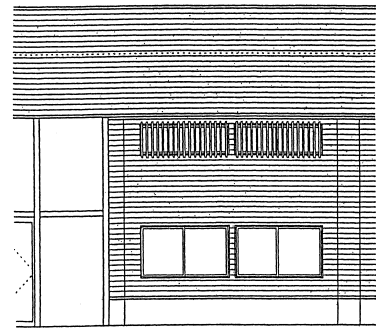
不燃石膏ボード(PB)t=12.5	NM-6812	準不燃石膏ボード(PB)t=12.5	QM-9822
不燃石膏ボード(PB)t=9.5	NM-6813	準不燃石膏ボード(PB)t=9.5	QM-9823
不燃化粧石膏ボード(PB)t=12.5	NM-9814	準不燃化粧石膏ボード(PB)t=12.5	QM-9824
不燃耐水石膏ボード(PB)t=12.5	NM-9839	準不燃耐水石膏ボード(PB)t=12.5	QM-9828
ケイ酸カルシウム板	NM-8578	ビニルクロス	QM-9411
無機質壁紙	NM-9895		
ジョリハット	NM-8572		

■ 特記事項

- ※ビニルクロスは全て準不燃以上とする。
- ※カーペット、カーテン等は防火製品を使用すること。
- ※水廻りの間仕切り壁は、PB+遮音シート(サンダムシート 1mm)+PBのサンドイッチ構造とすること。
- ※住戸内全ての設備配管は、遮音シート巻き(配管用サンダムシート 1mm)とし、PS間仕切り壁はPB+遮音シート(サンダムシート 1mm)+PBのサンドイッチ構造とすること。
- ※住戸内全てのPSには、点検口を設置すること。
- ※キッチンボードの耐水石膏ボード下地は不燃とする。

㊦ 立面図

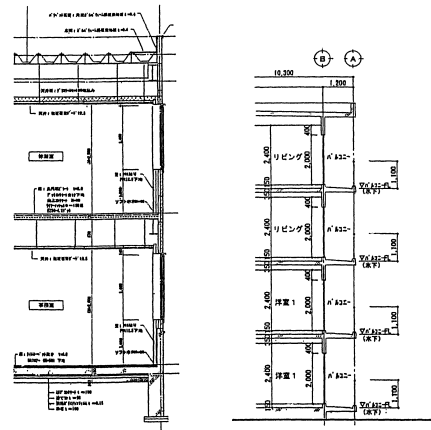
- 開口部の形状、個数の確認



北側立面図

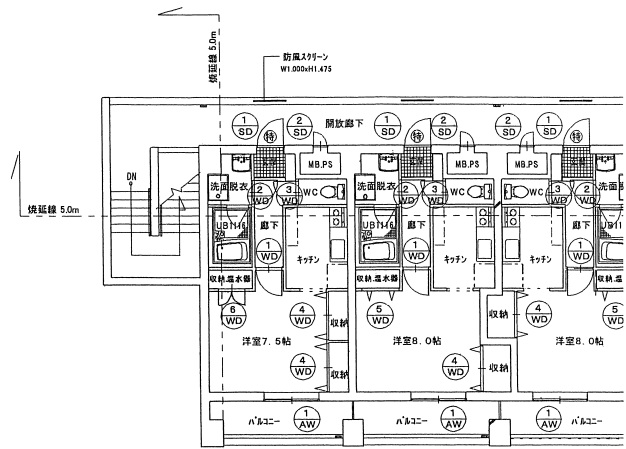
㊦ 断面図

- 床面から開口部までの高さ
- バルコニーの形状の確認



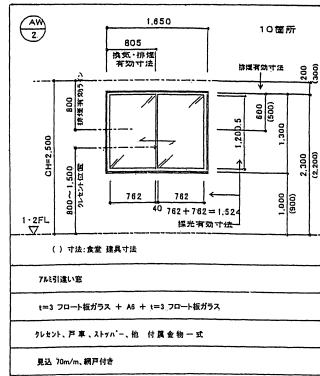
㊦ 建具キープラン

- 外部に面する建具に符号を付けてください。



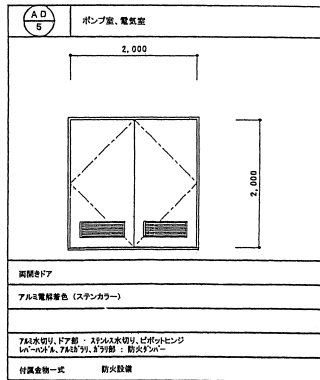
◎ 建具表 ①

- 1 サッシ寸法
- 2 ガラス種別
- 3 鍵の種類
- 4 床面からの高さ



◎ 建具表 ②

- 1 防火設備
- 2 ガラリの形状



◎ 有窓判定計算表 (例)

消防法有窓、無窓階のチェック			
床面積	必要開口面積	有効開口面積	結果
133.88 m ²	133.88 m ² / 30 = 4.46 m ²	AP-2 F1K(0.79+0.79) × 2.00 = 3.16 m ² AP-3 F1K(1.123 × 2.05 × 2) × 2 = 9.20 m ² AP-4 F1K(1.20 × 2.135 × 2) × 2 = 10.24 m ²	合計: 33.10 m ² 無窓階

消防法有窓階・無窓階のチェック		
2階床面積	必要開口面積	有効開口面積
235.23 m ²	235.23 m ² × 1/20 = 11.76 m ²	AW-1 1.25 × 1.20 × 10 = 15.00 m ² AW-2 1.55 × 1.20 × 2 = 3.72 m ² 合計: 18.72 m ²
1階床面積	必要開口面積	有効開口面積
225.88 m ²	225.88 m ² × 1/20 = 11.29 m ²	AW-1 1.55 × 1.20 × 10 = 18.60 m ² AW-2 1.55 × 1.20 × 2 = 3.72 m ² 合計: 22.32 m ²

(4) 消防同意時の建基法等に係る審査事項
 ◇(4)平成 28 年 4 月 1 日削除

● 6 駐日外交機関の消防同意等 ☆

駐日外交機関(領事館)は、外交関係に関するウィーン条約により接受国の法令に基づく規制を受けることはないが、自発的に建築確認申請又は計画通知がなされ、それによって建築主事等から消防同意を求められた場合及びその後の処理については、次によること。

- (1) 通常の手続きにより審査をし、不備事項があれば、是正を求めること。
- (2) 上記(1)によって是正がなされない場合については、「不同意」又は「支障あり」として送付すること。

◇●6 平成 25 年 1 月 1 日追加

◆ 通知

○ 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」における運用について

平成 8 年 9 月 4 日予防課指導係
 ◇平成 28 年 4 月 1 日削除

○ 建築確認申請時の事務処理について

平成 19 年 7 月 13 日新消指第 328 号の 2
 設備保安課長

このことについて、別紙のとおり新潟市建築部建築行政課長あて依頼したので遺漏のないよう願います。

平成 19 年 7 月 13 日
 新消設第 328 号の 2

新潟市建築部建築行政課長 様

新潟市消防局設備保安課 課長
 (担当 設備指導係)

建築確認申請時の消防用添付書類について(依頼)

このことについて、以前より申し合わせとして貴課の協力をいただき、消防用図面を確認申請書に添付して申請者より提出していただいているところですが、平成 19 年 4 月 1 日に政令市に移行に伴う所管事務の見直し等により、下記のとおり建築確認申請時に消防用として添付して頂くよう再度申請者への周知についてご配慮願います。

記

確認申請書の正副とは別に消防用の図面(正本と同じ内容)もので A3 版若しくは A4 版)

○ 消防同意の審査に必要な図書等の運用について

平成 20 年 1 月 10 日設備指導係長事務連絡

このことについて、各種消防用設備等図面を確認申請書に添付することとなっていますが、消火器・誘導標識の配置図面については、特別な場合を除き(特例適用のため基準の条件等)設置届出時に確認することとすることとします。

◇ 消防同意